

掛川市農業集落排水処理施設条例施行規程をここに制定する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

掛川市農業集落排水処理施設条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の技術上の基準)

第2条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、条例第9条に定めるもののほか、次に定めるものとする。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 排水管は、地下埋設とし、公共ます（条例第3条第7号の公共ますをいう。以下同じ。）へ接続させるときは、公共ますの流入口に固着させること。

(2) 宅内ますの設置基準は、次に掲げるものとする。

ア 設置箇所は、排水管の起点、合流点、屈曲点、内径若しくは管種を異にする排水管の接続箇所又は勾こう配が著しく変化する箇所に設けること。

イ 排水管の直線部においては、管径の120倍を超えない範囲内に設けること。

ウ 大きさは、内径又は内のり幅が10センチメートル以上とし、排水管の大きさ及び埋設の深さに応じて清掃又は点検に支障のないものとする。

エ 材質は、プラスチック製又は管理者が指定するものとする。

オ 構造は、底部にインバート（半円状の導水路をいう。）を設け、汚水が円滑に流れるようにすること。

カ ふたは、防臭の必要上密閉ふたとすること。

(3) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、清掃等に支障のない構造の防臭装置を設けること。

(4) 台所、浴室、洗濯場等の汚水の流通を妨げる物を排出するおそれのある排出口には、有効間隔 8 ミリメートル以下の耐しょく性ごみよけ装置を設けること。

(5) 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(6) 土砂及びこれに準ずるものを多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。

(公共ますの設置)

第 3 条 条例第 5 条の規定による届出者は、公共ます設置届出書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の規定は、公共ますの変更をしようとする場合について準用する。

(排水設備の固着箇所等)

第 4 条 条例第 9 条第 3 号に規定する排水設備の固着箇所及び工事の実施方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、管理者の指示を受けて排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によることができる。

(1) 公共ますの下流側管底高より高い位置に固着させること。

(2) 固着箇所は漏水を防止する措置を講じ、内面は円滑な排水機能を有するものとすること。

(排水設備等の申請)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により管理者の確認を受けようとする者は、排水設備にあつては排水設備の計画（変更）申請書（様式第 2 号）に、除害施設にあつては除害施設の計画（変更）申請書（様式第 3 号）に、その写し 1 部及び次に掲げる図書を添付して、管理者に提出しなければならない。ただし、図書の内容が重複する場合は、その一部を省略し、又は簡潔に記載することができる。

(1) 申請箇所、公道又は私道の別及び目印となる付近の建物を記入した位置図

(2) 縮尺が 100 分の 1 以上（管理者が認める場合は、敷地の規模等に応じた縮尺）で、次に掲げる事項を記載した平面図

ア 敷地の境界

イ 道路、建物、水道量水器、雨水管及び井戸の位置

ウ 台所、浴場、洗濯場、便所、特定施設その他汚水を排出する施設の位置

エ 管渠、ます、除害施設等の位置

オ 他人の排水設備を使用するときは、その位置

カ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

- (3) 平面図及び縦断面図に対応し、縮尺は平面図に準じて作成した配管立図
- (4) 横の縮尺は平面図に準じ、かつ、縦の縮尺は100分の1を標準として作成した縦断面図で、次に掲げる条件を満たすもの
 - ア 地盤高、管底高、管渠の大きさ、勾配及び延長並びに固着させる排水処理施設の排水施設の高さの表示があること。
 - イ 原則として、流水の方向が向かって左から右へ流下するように作成されていること。
 - ウ 平面図と照合しやすいこと。
- (5) 附帯設備等がある場合は、その構造を明らかにする構造物詳細図
- (6) ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める図書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、計画の確認に必要な図書

2 管理者は、条例第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の確認をしたときは、排水設備にあつては排水設備の計画（変更）確認書（様式第2号）を、除害施設にあつては除害施設の計画（変更）確認書（様式第3号）を交付するものとする。

（工事完了の届出等）

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届出書（様式第4号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の検査済証は、排水設備等検査済証（様式第5号）によるものとする。

3 検査済証は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

（条例第17条の規定が適用されない特定施設）

第7条 条例第17条に規定する規程で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の2に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（条例第17条による排除制限の特例）

第8条 条例第17条に規定する規程で定める場合は、特定事業場から排除される污水が当該排水処理施設からの放流水（条例第17条第1号の排水処理施設からの放流水をいう。）に係る公共の水域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた条例第17条第1号から第3号までに掲げる物質及び項目に係る排水基準（水質排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法第8条

第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排出水に係るものをいう。)を含む。)が当該污水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該排水処理施設にその適用されない排水基準についての物質又は項目に係る污水を排除するとき。

(除害施設の設置に関する適用除外)

第9条 条例第18条第2項の規程で定める物質又は項目及び量は、別表に定めるものとする。

(使用開始等の届出)

第10条 条例第21条第1項の規定による排水処理施設の使用開始等の届出は、農業集落排水処理施設使用開始(休止・廃止・再開)届出書(様式第6号)によるものとする。

(使用者の変更の届出)

第11条 条例第21条第3項の規定による使用者の変更の届出は、農業集落排水処理施設使用者変更届出書(様式第7号)によるものとする。

2 前項の届出は、変更の事由が生じた日から7日以内にしなければならない。

(排除汚水量の申告)

第12条 条例第26条第2項の規定による排除汚水量の申告は、排除汚水量申告書(様式第8号)によるものとする。

(使用料の減免)

第13条 条例第29条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、その結果について、農業集落排水処理施設使用料減免承認(不承認)決定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに、掛川市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成17年掛川市規則第65号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす

3 この規程の施行の際現に掛川市農業集落排水処理施設条例施行規則の様式により作成されてい

る用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第9条関係）

物質又は項目	量
生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 磷含有量 フェノール類 鉄及びその化合物（溶解性） マンガン及びその化合物（溶解性）	1日当たりの平均的な下水の排除量が50立方メートル未満

（表面）

公共ます設置届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

掛川市農業集落排水処理施設条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所在地	
--------	--

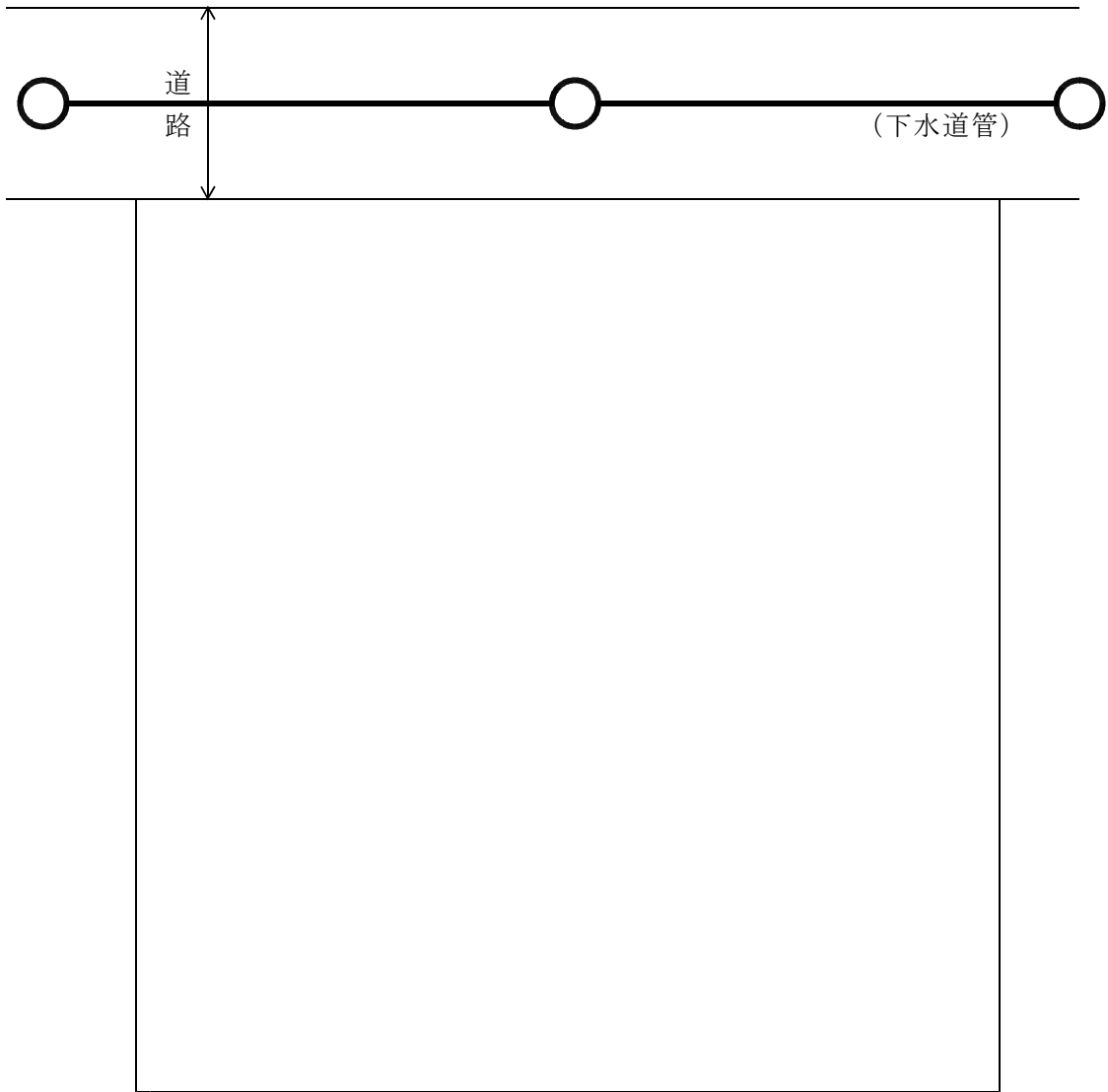
設置位置	上流側マンホール芯から . m 上流側から見て左・右
------	----------------------------

土地所有者承諾 （共有の場合は代表者）	住所	
	氏名	印

（注）土地所有者承諾欄は、届出者と異なる場合のみ記入してください。

(裏面)

見取図



(注) 方位を入れてください。

日坂 上内田 海戸 土方

排水設備の計画（変更）申請（確認）書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

掛川市農業集落排水処理施設条例第10条第1項（第2項）の規定により、管理者の確認を受けたい（確認を受けた事項を変更したい）ので、掛川市農業集落排水処理施設条例施行規程第5条第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

上記のとおり確認したので、通知します。

確認番号 第 号

年 月 日

掛川市長 氏 名

別紙

	供用開始日	年 月 日 供用開始	<input type="checkbox"/> 区域外流入	
申請者氏名				
申請者住所				
設置場所			行政区	
区分	農業集落排水施設	<input type="checkbox"/> 日坂	<input type="checkbox"/> 上内田	<input type="checkbox"/> 海戸 <input type="checkbox"/> 土方
排水戸数	戸(店舗)	建物棟数	棟	
排水人数	人	居住者数	人	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改設	既設管使用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
建物区分	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築			
建物種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(業種) <input type="checkbox"/> 事業所(業種) <input type="checkbox"/> 借家・アパート・マンション(棟) <input type="checkbox"/> その他()			
排水等の区分	<input type="checkbox"/> 生活排水のみ <input type="checkbox"/> 事業関連排水等あり(下欄該当記入)			
	<input type="checkbox"/> 阻集器等設置(種類:		<input type="checkbox"/> 新設・既設・改設	
	<input type="checkbox"/> 特定事業場 <input type="checkbox"/> 除害施設必要事業場		<input type="checkbox"/> 阻集器等設置不要	
事業所又は建物等名称				
便所等区分	<input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> その他(農集・新築)			
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸水等を併用			
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
工期	着手予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
水栓情報(アパート・マンション・ビル等は水栓数(排水戸数分))を記入してください。				
	メーター番号	水道コード		メーター番号
1			6	
2			7	
3			8	
4			9	
5			10	
工事完了日	年 月 日			

(注)

- 1 工事完了届時には、申請時の添付書の写しに完了日を記入してください。
- 2 申請時と変更があった場合は、朱書きで記入してください。
- 3 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

排水設備指定工事店			
住所又は所在地			
氏名又は名称	㊟		
電話番号			
責任技術者氏名		登録番号	

指定給水装置工事事業者		(給水工事を伴う場合のみ記入)	
住所又は所在地			
氏名又は名称	㊟		

添付図書 ①位置図 ②平面図 ③縦断面図 ④その他

除害施設の計画（変更）申請（確認）書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

掛川市農業集落排水処理条例第10条第1項（第2項）の規定により、管理者の確認を受けたい（確認を受けた事項を変更したい）ので、掛川市農業集落排水処理条例施行規程第5条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

設置場所 (事業所名等)	掛川市			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	敷地面積	m ²	
排水戸数	戸	排水人口	人	
使用水及び 使用量	上水道 井戸水等 合計	m ³ /日 m ³ /日 m ³ /日	汚水量及び水質	別紙のとおり
			処理方法	別紙のとおり
除害施設の 容量計算書	別紙のとおり		除害施設の構造	別紙のとおり
工期	着手 年 月 日		完成 年 月 日	
排水設備 指定工事店	住所又は所在地			
	氏名又は名称	印		
	電話番号			
	責任技術者	氏名	印	
登録番号				
指定給水装置	住所又は所在地			
工事事業者	氏名又は名称			
上記のとおり確認したので、通知します。				
年 月 日				
掛川市長 氏 名 印				

(注)

- 添付図書 ①位置図 ②平面図 ③縦断面図 ④構造図 ⑤その他
- 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

日坂 上内田 海戸 土方

排水設備等工事完了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
電話番号

排水設備等の新設等が完了したので、掛川市農業集落排水処理施設条例第11条第1項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

別紙

	供用開始日	年 月 日 供用開始	<input type="checkbox"/> 区域外流入	
申請者氏名				
申請者住所				
設置場所			行政区	
区分	農業集落排水施設	<input type="checkbox"/> 日坂	<input type="checkbox"/> 上内田	<input type="checkbox"/> 海戸 <input type="checkbox"/> 土方
排水戸数	戸(店舗)	建物棟数	棟	
排水人数	人	居住者数	人	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改設	既設管使用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
建物区分	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築			
建物種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(業種) <input type="checkbox"/> 事業所(業種) <input type="checkbox"/> 借家・アパート・マンション(棟) <input type="checkbox"/> その他()			
排水等の区分	<input type="checkbox"/> 生活排水のみ <input type="checkbox"/> 事業関連排水等あり(下欄該当記入)			
	<input type="checkbox"/> 阻集器等設置(種類:		<input type="checkbox"/> 新設・既設・改設	
	<input type="checkbox"/> 特定事業場 <input type="checkbox"/> 除害施設必要事業場		<input type="checkbox"/> 阻集器等設置不要	
事業所又は建物等名称				
便所等区分	<input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> その他(農集・新築)			
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸水等を併用			
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
工期	着手予定日 年 月 日		完成予定日 年 月 日	
水栓情報(アパート・マンション・ビル等は水栓数(排水戸数分))を記入してください。				
	メーター番号	水道コード		メーター番号
1			6	
2			7	
3			8	
4			9	
5			10	
工事完了日	年 月 日			

(注)

- 1 工事完了届時には、申請時の添付書の写しに完了日を記入してください。
- 2 申請時と変更があった場合は、朱書きで記入してください。
- 3 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

排水設備指定工事店			
住所又は所在地			
氏名又は名称	㊟		
電話番号			
責任技術者氏名		登録番号	

指定給水装置工事事業者		(給水工事を伴う場合のみ記入)	
住所又は所在地			
氏名又は名称	㊟		

添付図書 ①位置図 ②平面図 ③縦断面図 ④その他

排水設備等検査済証



(注)

- 1 地色は、白色とする。
- 2 文字は、黒色とする。
- 3 下側の型は、青色とする。
- 4 上側の型は、水色とする。

（表面）

<input type="checkbox"/> 日坂 <input type="checkbox"/> 上内田 <input type="checkbox"/> 海戸 <input type="checkbox"/> 土方
--

農業集落排水処理施設使用開始（休止・廃止・再開）届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）[㊤]
 電話番号

農業集落排水処理施設の使用を開始（休止・廃止・再開）したいので、掛川市農業集落排水処理施設条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開始等日	年 月 日	メーター番号	
使用場所		水道契約者名	
確認番号	第 号（ 年 月 日 確認）		
建物区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（業種 ） <input type="checkbox"/> 事業所（業種 ） <input type="checkbox"/> アパート・マンション（ 棟） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建物名称			
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸水等を併用		
排水人口	人	地区	
水道コード		賦課状況	未・賦課済
処理対象月	月	検針日	～
調定開始月	月		～
処理日	年 月 日		～
備考			確認

（注）

- 1 該当する箇所の□にレ印を付けてください。
- 2 水道契約者の欄は、届出者と異なる場合に記入してください。
- 3 排水戸数が2戸以上の場合は、裏面一覧表に排水戸数分を記入してください。
- 4 太枠内は、記入しないでください。

(裏面)

使用開始届一覧表

No.	使用者名	部屋番号	メーター番号	水道コード	状態	処 理	確認
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
開始等日	年 月 日			届 出 日	年 月 日		
調定開始月	月			備 考			

(注) 太枠内は記入しないでください。

農業集落排水処理施設使用者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
 住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）^印
 電話番号

農業集落排水処理施設の使用者を変更したので、掛川市農業集落排水処理施設条例第21条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 名義	<input type="checkbox"/> 氏名又は住所	<input type="checkbox"/> その他
使 用 場 所	掛川市		
旧 使 用 者	住 所 氏 名 電話番号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道と井戸水等の併用
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 生活排水	<input type="checkbox"/> 事業排水（業種	） <input type="checkbox"/> その他（
排 水 人 数	人		
備 考			

（注）該当する箇所の□にレ印を付けてください。

排 除 汚 水 量 申 告 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 申告者
 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

汚水を農業集落排水処理施設に排除したので、掛川市農業集落排水処理施設条例第26条第2項の規定により、次のとおり申告します。

使用場所	掛川市
確認番号	排水設備 第 号 (年 月 日)
業 種	
使用水量	m ³
排除汚水量	m ³
排除期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道と井戸水等の併用
メーター番号	第 号
水道コード	
算出根拠	

（注）該当する箇所の□にレ印を付けてください。

農業集落排水処理施設使用料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった使用料の減免について、次のとおり決定したので、
通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 一部承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決 定 の 理 由			

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月
以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。